

判決要約

No. 329

番号	概要	キーワード
1 事件番号(裁判所)		3 出願番号等
2 判決言渡日(判決)		4 要約

329 -1	引用発明2の「フェンダーライナ」を、引用発明1のエンジンルームに使用されていた繊維板に置き換えることを困難にする理由を見いだし得ないので、本願発明の「フェンダーライナ」は、引用発明1, 2から当業者が容易に発明をすることができたものであるとし、審決の取消請求は棄却された	進歩性, 技術分野
<p>1. 平17(行ケ)10024号(知高1) 2. 平17.10.12(棄却) 3. 特願平11-70105号, 不服2001-21495号 4. (1) 事案の経緯: 本願発明は「フェンダーライナ」について平成11年3月16日特許出願したが, 平成13年11月1日に拒絶査定を受けたので, 同年12月3日拒絶査定不服審判(不服2001-21495号)を請求した。然るに, 平成16年8月10日「本件審判は成り立たない」と審決された。そこで, 審決取消訴訟(平17(行ケ)第10024号)を請求したが, 平成17年10月12日請求棄却の判決があった。</p> <p>(2) 原告主張の取消理由: 取消理由1(相違点1についての判断の誤り) 審決は, 「繊維板の硬さについては, 実質的な相違点とはいえない」としているが, 本願発明について硬さの判断を誤っている。</p> <p>取消理由2(相違点2についての判断の誤り) 審決は, 「引用発明2のフェンダーライナとして, 引用発明1の防音材を採用することは, 技術的に困難とする理由も存在しない」としているが, 両者は全く相違する異なった目的で使用され, 別カテゴリーに属する部材であるから, 前記置換を容易とした審決は判断を誤っている。</p> <p>(3) 判示事項(判決は次のように判断した) 取消理由1(相違点1についての判断の誤り) 明細書の記載によれば, 本願発明の繊維板は, 硬さと柔らかさを併せ備えなければならないとされているので, 柔らかすぎるもの及び柔らかさを有しない硬いものを除外したすべてを含むと解される。そうすると, 引用例1のペット繊維性の吸音材は本願発明の硬質繊維板の硬質と変らない程度の硬質であると認められると共に, 引用例1はその実施例に限定されるべきでない理由も明らかである。 従って審決のいう「相違点1という繊維板の硬さに実質的な相違点はない」という判断に誤りはないので, 原告の取消理由1の主張は採用することができない。</p> <p>取消理由2(相違点2についての判断の誤り) 引用発明1の吸音材も, フェンダーライナに適用される引用発明2の防音材も, 自動車の防音という点で共通の技術分野に属し, かつ引用発明の吸音材を引用発明2の防音材に適用することを妨げる格別の事情がないので, 前記転用は当業者が容易に推考し得たというべきある。従って, 原告の取消理由2の主張は採用の限りでない。</p> <p style="text-align: right;">(特29条2項) 重要度☆ (鈴木 正次)</p>		
329 -2	周知の原告商品形態と類似する, 又は原告商品形態を模倣する被告の行為は, 不正競争防止法2条1項1号, 同3号に該当しないとして, 同法3条, 4条に基づく, 被告商品の廃棄及び損害賠償請求を棄却した	不正競争行為, 周知な商品形態, 商品形態の模倣
<p>1. 平16(ワ)10351号(大地21民) 2. 平17.9.8(棄却) 4. 争点: (1) 不正競争防止法(以下, 不競法)2条1項1号における原告商品の形態は周知な商品表示か。 (2) 不競法2条1項3号における原告商品の形態は同種の商品が通常有する形態か。 (3) 不競法2条1項3号における被告商品の形態は原告商品の形態を模倣したものか。</p> <p>判事事項: (1) 原告商品の形態は周知な商品表示か 原告商品が日本で販売され, 話題になっていったところから, 類似品が出回り始め, 原告商品の最盛期となった平成15年夏の時点では類似品も増加し, 並行輸入品も出回るようになり, 同年末の時点ではそれらの売上量の方が原告商品の売上量を上回る状態であったことからすると, 原告商品の形態は, 原告の出所を示す商品表示としての周知性を獲得するより前に, 多数の類似品及び並行輸入品が出回ったことにより, 商品形態のみで原告の出所を識別するだけの周知性を獲得するには至らなかったと認める。</p> <p>(2) 原告商品の形態は同種の商品が通常有する形態か 被告は, 従来商品の他に, 種々の特許公報に記載されたブラジャーの形態を指摘する。しかし, 不競法2条1項3号は, 先行者が資金や労力を投下して開発・商品化した新たな商品の形態について, 後行者がこれを模倣して先行者の開発成果にただ乗りするのを防止する趣旨であるから, 「同種の商品が通常有する形態」であるか否かは, 実際に商品化されたものに基づいて判断すべきで, 単に特許公報に図面が記載されているだけでは足りない。</p> <p>被告は, 原告商品の形態は「ストラップレス・バックレス・ブラジャー」なるタイプのブラジャーにおいて, その機能及び効用を実現するために必然的に選択される形態であると主張する。しかし, 被告が上記タイプのブラジャーであると主張する従来商品の商品形態と原告の商品形態とが, 基本的形態及び具体的形態のいずれにおいても相違しているから, 原告商品の形態が, 同種の商品の機能及び効用を実現するために必然的に選択される形態とはいえず, この意味で「同種の商品が通常有する形態」であるともいえない。</p> <p>(3) 被告商品の形態は原告商品の形態を模倣したものか 不競法2条1項3号にいう「模倣」とは, 他人の商品形態に依拠して, これと形態が同一か実質的に同一といえるほどに酷似した形態の商品を作り出すことを意味し, 商品形態が実質的に同一であるといえるためには, 商品の基本的形態のみならず具体的形態においても実質的に同一であることが必要である。</p> <p>原告商品と被告商品とを比較すると, 両者は, 基本的形態とカップの裏面の具体的形態において共通するが, カップの質感や艶といった具体的形態で相違がある。具体的形態では, カップ表面が布地様で, 柄模様等で装飾的な形態を追求する一般的なブラジャーとは対極的に, 原告商品は人間のコラーゲン質を想起させるようなブヨブヨした質感を有する点にある。一方, 被告商品は, 原告商品のようなブヨブヨした生々しさを感じさせず, ラバー製品のような艶のある硬い質感を感じさせる点で形態的印象を異にする。</p> <p>原告商品と被告商品の各具体的形態における前記相違は, 微細な差異とはいえず, 両商品の形態が実質的に同一であるといえない。よって, 被告商品の形態は原告商品の形態を模倣したとはいえない。</p> <p style="text-align: right;">(不競法2条1項1, 3号) 重要度☆☆ (神戸 真澄)</p>		

329-3	<p>被告論文に原告論文と同一の自然科学上の知見が記載されていても、自然科学上の知見は表現それ自体ではないから、原告論文の複製又は翻案ではない</p>	<p>著作者人格権、翻案 自然科学上の知見、自然科学論文表現それ自体</p>
	<p>1. 平16(ネ)3684号(大高8民) 平15(ワ)6252号(大地26民)</p> <p>2. 平17.4.28(棄却)</p> <p>4. 事案の概要：大学の研修員であった控訴人が、同大学の教授である被控訴人に対し、被控訴人がその名義で発表した論文は、控訴人の著作物である論文の複製ないし翻案であって、控訴人の著作者人格権（氏名表示権及び同一性保持権）を侵害すると主張し、名誉回復措置として、被控訴人の論文は控訴人の著作物である論文の研究成果に依拠していることを被控訴人の論文を掲載した雑誌に通知することと損害賠償を請求した件である。</p> <p>原審は、被控訴人の発表した論文は控訴人の著作物である論文の複製ないし翻案に当たらず、控訴人の著作者人格権を侵害するものではないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。</p> <p>5. 当裁判所の判断：(1)①言語の著作物の翻案とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。著作権法は、思想又は感情の創作的な表現を保護するものである(2条1項1号参照)から、既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらないと解する(最高裁判所第一小法廷平成13年6月28日判決・民集55巻4号837頁参照)。</p> <p>②被告論文に、原告論文と同一の自然科学上の知見が記載されているとしても、自然科学上の知見は表現それ自体ではないから、このことをもって直ちに被告論文が原告論文の複製又は翻案であるとはいえず、原告の著作者人格権が侵害さ</p>	<p>れたということもできない。被告論文が、原告の著作者人格権を侵害したものであるか否かを判断するためには、原告論文の表現と被告論文の表現とを対比すべきであって、両論文に記載された自然科学上の知見、すなわち研究の過程や成果についての内容を対比すべきでない。</p> <p>③また、表現それ自体の同一性が認められる場合であっても、当該記述が、表現上の創作性がないものであるときには、著作権法の保護を受けることができない。</p> <p>自然科学論文は、思想又は感情を多様な表現方法で表現することができる詩歌、小説等と異なり、自然科学上の知見等を読者に一義的かつ明確に伝達するために、その表現は、論理的かつ簡潔である必要があり、おのずと定型化、画一化され、表現の選択は、極めて限定される。したがって、自然科学論文における自然科学上の知見に関する表現は、一定の実験結果からある自然科学上の知見を導き出す推論過程の構成等において、単に実験方法、実験結果、明らかにされた物質の性質等の自然科学上の知見を定型的又は一般的な表現方法で記述しただけでは、直ちに表現上の創作性があるということとはできず、著作権法による保護を受けることができない。</p> <p>(2) 以上の見地から、原告論文と被告論文とを原文(英文)同士で対比して検討すると、原告論文のうち原告が両論文が類似している点として主張する部分は、表現それ自体ではない部分(自然科学上の知見)を除けば、他人の論文の引用ないし要約であり、表現上の創作性があるとは認められず、また、そうでないとしても、原告論文と被告論文は、具体的な表現において異なっており、被告論文の表現から原告論文の表現上の本質的な特徴を直接感得することはできないから、表現上の本質的な特徴の同一性があるということができない。</p> <p>(著2条1項1号、17・18条・115条) 重要度☆ (高瀬 彌平)</p>
329-4	<p>フィルター基材に関する特許につき、「$Y/X^2 \geq 0.03$」[Y：剛軟度(mgf), X：目付(g/m^2)]なるパラメーター規定が原因となって特許法36条違反により無効となった。これに対して特許権者が審決取消訴訟を提起したが、審決とは別の論理構成により、審決の判断は結論において是認できるとし、原告の請求が棄却された</p>	<p>パラメーター、剛軟度、測定荷重、ガーレ式試験機、発明の構成に欠くことができない事項、明確性、実施可能性、有効数字</p>
	<p>1. 平17(行ケ)10143号(知高2)</p> <p>2. 平17.10.6(棄却)</p> <p>3. 特許3161245号</p> <p>4. 1. エンボスロールにより部分的に熱圧着された高目付不織布からなるフィルター基材に関する原告特許につき、被告が無効審判を請求したところ、特許庁が特許無効の審決をしたことから、原告がその取消を求めた事件である。</p> <p>2. 審決の内容：本件特許には、クレーム中に「$Y/X^2 \geq 0.03$」[Y：剛軟度(mgf), X：目付(g/m^2)]なるパラメーター規定があり、これに関する特許法36条違反により特許無効となった。すなわち、審決は、日本化繊協会作成の試験証明書(3通りの試験荷重で剛軟度Yを測定)に基き、ガーレ式試験機を用いて測定される剛軟度Yの値は荷重条件によって変化すると認定した上で、剛軟度Yを測定する際の測定荷重が本明細書に定められていないため、剛軟度Yが定まらず、従って「Y/X^2」の値が特定できないから、特許請求の範囲に本件発明の構成に欠くことができない事項のみが記載されておらず(特許法36条5項2号違反、平成6年法)、また本件明細書は当業者が容易に発明の実施をすることができる程度に本件発明の構成及び効果が記載されていない(特許法36条4項、平成6年法)として特許無効としていた。</p> <p>3. 知財高裁の判断：以下のようにして、本件特許は法36条5項2号所定の要件を満足せず、審決の判断は結論において是認できるとし、原告の請求を棄却した。</p>	<p>(1) まず、ガーレ式試験機の測定原理によれば、荷重条件にかかわらず、剛軟度Yの測定値が一定となることにつき当事者間に争いはないことから、これを変化するとした審決の認定は誤りであるとした。そして、日本化繊協会作成の試験証明書において、各荷重条件で異なる値が得られた点については、ガーレ式試験機の見盛りの間隔が、見盛りの数値が小さい箇所よりも大きい箇所の方が広く、該見盛りを人が読み取るという手法を採っていることに伴う測定誤差によるものとも考えられるため、該証明書により、荷重自体によって剛軟度Yの値に相違が生じたとみるのは相当でないとした。</p> <p>(2) 次いで「$Y/X^2 \geq 0.03$」の意義につき、原告の主張するように「$Y/X^2 \geq 0.030$」(有効数字が2桁)を意味するものとし、とすれば「Y/X^2」の値は小数第3位まで正確に特定されるものでなければならぬと認定した。そして、日本化繊協会作成の試験証明書による剛軟度Yを基に原告従業員が作成した実験報告書によれば、荷重条件を相違させた場合に「Y/X^2」の小数第3位の数値が異なっている点を指摘し、これでは測定試料が特許請求の範囲に包含されるかどうか確定することができず、「$Y/X^2 \geq 0.03$」という構成によって本件発明の技術的範囲を明確に表すことはできないといわざるを得ず、本件発明の構成に欠くことができない事項のみが記載されているとはいえないとした。</p> <p>(特36条5項2号、36条4項(平成6年法) 重要度☆☆ (田村 正)</p>

<p>329 -5</p>	<p>本件発明「無停電性スイッチングレギュレータ」に関し、無効審決を不服として提起された審決取消訴訟が棄却された</p>	<p>進歩性、容易想到性</p>
<p>1. 平17(行ケ)10265号(知高3) 2. 平17.10.12(棄却) 3. 特許3013776号、無効2004-80071号 4. 事実関係：本件特許は、平成8年3月18日に出願され、平成11年12月17日に設定登録された。その後、被告から、本件特許の請求項1に係る発明について無効審判が請求され、平成17年1月26日に、被告の請求を認容する無効審決がなされた。原告は、この審決を不服として審決取消訴訟を提起した。</p> <p>審決の要点 審決では、本件発明は、甲第1号証に記載の発明(引用発明)と周知技術1,2の組み合わせに対して進歩性がないと判断し、被告の請求を認容した。</p> <p>当事者の主張 原告は、審決には引用発明と本件発明との相違点の認定判断に誤りがある(取消事由)として、審決の違法性を主張した。被告は原告主張の取消事由に関して反論した。</p> <p>判決：判決では、次に示す判断を前提に、取消事由には理由がないと結論づけた。相違点1に関しては、下記①及び②を理由に、高周波トランスの3次巻線側の蓄電手段として2次電池を用いた充放電回路において、2つの逆流防止ダイオードを組み合わせることに進歩性はない。相違点2に関しては、下記③を理由に、チョークインプット型整流回路に代えて定電圧定電流充電するための回路にすることに進歩性はない。なお、本件発明の効果に関する審決の判断については、原告の主張は失当である。①甲第1号証には、放電回路のみならず、充電回路にも、逆流防止の機能を果たすダイオードを設けた構成が記載されていると言え、周知技術1の内容に</p>		<p>照らせば、甲第1号証には、2つの逆流防止ダイオードを組み合わせる点につき阻害要因が存在しないばかりか、かえってこれを示唆する記載があると言うべきであり、しかも組み合わせることについて格別の技術的困難性があると認めることはできない。②甲第1号証には、蓄電手段として、電気2重層コンデンサに代えて2次電池とすることに阻害要因はなく、かえってこれを明示的に示唆する記載がある。③チョークインプット型整流回路も定電圧定電流充電するための回路も、2次電池に対する充電時の急激な電流変化を改善するという点で共通する。以上、判決では、原告の主張は全て退けられ、審決の適法性が確認され、原告の請求が棄却された。</p> <p>評釈：相違点1に関し、原告は、本件発明は出願の審査段階において「汎用の2つの逆流防止ダイオードを組み合わせた点に進歩性が認められて特許されたものである」と主張したが、判決では、「審判の前審である審査段階における特許庁の判断内容は、本件特許の有効性を争う無効審判手続における特許庁の判断の可否を判断する上では意味のないものであり、主張自体失当である」と判断した点が興味深かった。相違点2に関し、原告は、「引用発明の出願時において、出願人である原告はチョークコイルを他のものに置換することについて何も思い付いていなかった」と主張したが、判決では、「この主張は特許法29条2項の規定を無視した主張であって採用できない」と判断した点が興味深かった。</p> <p>(特29条第2項)重要度☆ (前田 均)</p>
<p>329 -6</p>	<p>本件の審決取消訴訟は、2名の共同出願人のうち1名のみで訴えが提起されたため、その適法性が争われたが、残りの1名が共同訴訟参加人として訴訟参加したことにより訴えは適法になったものと解された。しかし本案の審理の結果、審決の判断に誤りはないとされた。</p>	<p>進歩性、周知技術、設計的事項、固有必要的共同訴訟</p>
<p>1. 平17(行ケ)10069号(知高2) 平17(行ケ)10087号 2. 平17.10.11(棄却) 3. 不服2002-14474号 4. 原・被告の主張：原告は、本件審決は進歩性判断を誤った違法なもので、取消されるべきであると主張した。</p> <p>これに対し、被告は、本件訴訟は共有出願人の一方が単独提起した訴訟で、当事者適格を欠き、不適法として却下されるべきであるとした上で、本件審決の進歩性判断は正当であり、原告及び参加人主張の取消事由は理由がないと主張した。</p> <p>争点：1. 本件訴え及び本件共同訴訟参加の申出の適否 本件訴訟は、特許を受ける権利の共有者による固有必要的共同訴訟であるから、共有者の一方による訴訟提起は、不適法である。しかし、他方が、原告のため民訴法52条に基づき共同訴訟参加の申出をしたことにより、本件訴えの瑕疵は治癒され、適法になったと解するのが相当である。178条3項の出訴期間30日を徒過後の参加ではあるが、一切の事情を考慮して適法と解する。</p> <p>2. 本件審決の取消事由の有無 審決は、「密封容器内で使用する乾燥剤は、長時間使用しても潮解せず、固体状態を維持し、液状化等による悪影響を周囲に及ぼさない特性を有することが望ましいことは、当業者が容易に想起し得ることである。してみれば、引用例1の発明における乾燥手段を、潮解性による悪影響を避けるために、引用例2に記載される潮解性のない物質に換えて、前記相違点の構成を有する本願発</p>		<p>明の構成とすることは、当業者が容易になし得ることであると判断した。</p> <p>これに対し、原告は、出願当時の有機EL素子の寿命と、乾燥剤の五酸化二リンが潮解するまでの寿命には大きな差があり、圧倒的に有機EL素子の寿命が短く、当時においては、乾燥剤が潮解することによる問題は生じ得なかった、とする。しかし、引用例2及び本件明細書の従来技術には、積層体の界面が、空気中の水分の影響で剥離を招き、発光特性が劣化し、素子の長寿命化を阻害することが示されている。その技術的課題を克服するために、有機EL素子内の湿度を下げる目的で、気密容器内に乾燥剤を用いることは、周知の技術にすぎない。</p> <p>引用例1の五酸化二リンが潮解性を有する乾燥剤で、その吸湿液化現象が乾燥対象物に弊害をもたらすことは、周知事項である。この問題を解決するために、上記乾燥手段を潮解性のないものに置換する動機付けが存する。</p> <p>引用例2は、引用例1の乾燥容器を用いる方法ではなく、気相成膜法によるものである点や、積層体に密着した保護層を有する点で異なるが、これら有機EL素子の構造、シリカゲルの特性等を勘案して当業者が適宜に取捨選択する設計的事項にすぎないというべきである。</p> <p>したがって、本件審決の進歩性なしとの判断に誤りはなく、原告及び参加人の主張する取消事由は理由がない。</p> <p>(特29条2項、178条3項、民訴52条)重要度☆☆ (牧 哲郎)</p>

329 -7	刊行物1の発明の移動機構を刊行物2の板ばね機構に置換すると、刊行物1の発明の移動機構の所期の目的が達成できないとして、異議決定が取り消された	進歩性、具体的示唆、置換容易性
<p>1. 平16(行ケ)307号(東高4知)</p> <p>2. 平17.3.29(認容)</p> <p>3. 特許3368192号, 異議2003-71834号</p> <p>4. (1) 本件発明の概要: 本件発明は、接触針によってプリント基板を検査するためのプリント基板検査装置であって、接触針とプリント基板との距離が、接触針の支持部分を駆動するための支持部分駆動部と、該支持部分と該支持部分駆動部とを含む第二部分を駆動するための第二部分駆動部との二つの別個の駆動部によって調節される。また、接触針の運動方向に沿って、該支持部分を装置に固定された支持部分担持部へと移動可能に担持するための平行板ばね機構を備える。</p> <p>(2) 異議の決定: 刊行物1の発明(集積回路検査装置)は、接触針によって集積回路を検査するための装置であって、台上に取付けられた粗動部と粗動部の上部に取付けられた微動部とを有する駆動装置からなり、粗動部は台に対して数十μm単位で垂直方向及び水平方向に移動可能であり、微動部は垂直方向及び水平方向に1μm単位で移動可能であるから、微動部に取付けられた接触針は、粗動部の台に対する粗動によって微動部とともに粗動し、微動部の粗動部に対する微動によってさらに微動して、接触針と集積回路との距離がこれらの移動によって調節される。その微動部は粗動部に対して三次元方向に移動可能である。</p> <p>刊行物2には、移動距離の短い測定機器の構成要素(直動機構)として使用可能な平行板ばね機構が記載されている。</p>		<p>決定では、本件発明と刊行物1の発明との移動機構の相違に関して、刊行物1の発明では、移動機構の構造、つまり微動部を粗動部に対して移動させるための運動機構及びその取付構造が明らかでないことを認定した上で、その移動機構の構造として、刊行物2記載の平行板ばね機構を適用することが当業者に容易に想到することができたと判断した。</p> <p>(3) 判示事項: 刊行物1の発明の移動機構は、微動部を粗動部に対して三次元方向に移動可能とするのに対し、刊行物2記載の平行板ばね機構は直動機構であって、一次元方向にしか移動することができない。そして、刊行物1の発明の移動機構が三次元方向に移動可能な微動部を備えることで必要な測定を可能とするものである以上、刊行物1の発明の移動機構の構造を、一次元方向にしか移動できない刊行物2記載の板ばね機構に置き換えると、刊行物1の発明の移動機構の所期の目的が達成されないことは明白である。</p> <p>また、刊行物2には、平行板ばね機構が具体的にどのような構造のものでされて測定機器の構成要素に用いられるのかについて何ら示されていない。したがって、刊行物2記載の移動上板と接触針とを組み合わせると、刊行物1の発明の移動機構の構造に組み込むことは、刊行物1,2のいずれにも示唆されているとは言えない。</p> <p style="text-align: right;">(特29条2項) 重要度☆☆ (永井 豊)</p>

From Editors

編集後記

今回、誌上で初めて裁判官へのインタビューが実現しました。5~6年前には「絶対に不可能だ」と思っていたことです。こういうことがあると、本当に「やってよかった」と思います。ご提案くださったうえに色々ご尽力くださったO先生、また、今回ご協力くださった裁判官の方々、本当にどうもありがとうございました。

今回が、この委員歴10年の私の最後の仕事になりますが、良い成果が残せて本当に良かったです。読者の皆さん、著者の皆さん、また私に色々ご協力下さったかつての委員の皆さん、今まで本当にどうもありがとうございました。(正)

本誌の編集が、弁理士会職員の方の労を惜しまぬご尽力により支えられているということ---この一年を通して感じておりました。

大変にありがとうございました。(Tani)

ゴールデンウィーク前の忙しい状況の中で、この文章を書いています。今月号が発行される頃には、この慌しさが若干でも収まってくれることを願いつつ。。。

今月号は、知財高裁との座談会、委員会報告など、盛り沢山

の内容になっていますので、ご賞味下さい。(I. T)

今回の特集は『裁判所ってどんなところだろう?』という素朴な疑問から始まりました。果たしてこのような特集が本当に実現するのだろうか?と半信半疑でしたが、裁判所や弁理士会の皆様が前向きに対応して下さいまして、晴れて特集として発行までこぎつけることができました。この企画は関係者の皆様のご協力があったはじめて実現した企画です。皆様お忙しい中本当にどうもありがとうございました。この場を借りて感謝申し上げます。

編集委員になりたての頃、『パテント編集委員の醍醐味は、自分が興味をもったことを特集にできることです』とアドバイスを頂きましたが、振り返ってみると編集委員の醍醐味をたっぷり味わうことができた一年だった気がします。(R)

今回、知財高裁でインタビューをさせていただくのは初めてのことで、様々な方のご協力なしには実現できなかったものと思います。この場をお借りして心から御礼申し上げます。

なかなか知ることができなかった裁判所の中の話や特定侵害訴訟代理の制度が始まり、弁理士も裁判所に代理人として立てるようになりました。しかし、弁理士が裁判所からの期待に十分応えるためには、まだまだ自己研鑽を重ねていく必要性があることを改めて実感されました。(T. O)

次号予告【2006年6月号】

6月号では、日本弁理士会の実務・専門委員会の活動報告を掲載致します。

特許における技術標準や意匠等についての実務的な研究から、タイ国で行われた「模倣品対策セミナー」の内容まで、多方面にわたる日本弁理士会の活動の一部をご紹介します。

ご期待ください。